

吉野川市と徳島文理大学との地域貢献に関する
包括連携協定書

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者署名押印の上、各自
その1通を保有するものとする。

吉野川市（以下「甲」という。）と徳島文理大学（短期大学部を含む。以下「乙」という。）とは、地域貢献に関する包括的な連携・協力を推進するために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙がそれぞれ有する資源を結集し、包括的な連携・協力を推進することによって、地域の人材育成、地域課題の解決及び地域の再生・活性化に取り組み、もって地域社会への貢献に寄与することを目的とする。

（連携・協力の推進）

第2条 甲と乙とは、前条に定める目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力するものとする。

- (1) 地域の担い手となる人材の育成に関すること。
- (2) 地域の芸術・文化の振興に関すること。
- (3) 地域の保健福祉の充実及び健康増進に関すること。
- (4) 子育て支援、教育及び青少年の健全育成に関すること。
- (5) 地域の経済・産業の振興に関すること。
- (6) 地域情報の発信及び観光振興に関すること。
- (7) 農山村地域の保全・振興に関すること。
- (8) その他、目的を達成するために必要な事項。

（組織及び運営）

第3条 甲と乙は、本協定による連携・協力を円滑かつ効果的に推進するため、必要に応じて協議を行う。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成30年3月31日までとする。
ただし、本協定の有効期間満了までに甲又は乙のいずれからも特段の意思表示がない場合は、本協定は更に1年更新されたものとし、その後も同様とする。

（協定の解釈等）

第5条 本協定に定めのない事項が生じたとき又は本協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

平成29年12月20日

甲 吉野川市

吉野川市長

山本昌哉



乙 徳島県徳島市山城町西浜傍示180

徳島文理大学・徳島文理大学短期大学部

学長

柳原也

